

白岡市個人情報保護法施行条例の概要

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の保護に関する法律の定める全国的な共通ルールにより個人情報保護制度を運用する必要が生じたことに伴い、新たに条例を制定するものである。

2 条例の概要

(1) 第1条及び第2条関係

本条例の趣旨及び用語について定める。

(2) 第3条関係

開示請求に係る手数料について定める。

(3) 第4条関係、第6条及び第7条関係

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限を定める。

(4) 第5条関係

開示決定等の期限の特例を定める。

(5) 第8条関係

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める旨を規定する。

3 施行期日等

(1) 附則第1条関係（施行期日）

施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日とする。

(2) 附則第2条関係（白岡市個人情報保護条例の廃止）

白岡市個人情報保護条例の廃止について定める。

(3) 附則第3条関係（経過措置）

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない等の責務は、白岡市個人情報保護条例の廃止後も適用されるなどの経過措置を設ける。

(4) 附則第4条、第6条～第10条関係

指定管理者の個人情報の保護に係る規定を削除する。

(5) 附則第5条関係（白岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部
改正）

所要の文言整理を行う。